

【道路公園課】

R5.4.1 時点

- (1)道路、街路、公園、緑地、駐車場及び駐輪場の計画調整並びに新設、改良、管理及び補修工事に関する事。
- (2)交通安全施設の整備及び管理に関する事。
- (3)道路、公園及び緑地の不法占有物の除去に関する事。
- (4)道路台帳及び公園台帳の整備に関する事。
- (5)市道路線の認定、廃止及び変更に関する事。
- (6)特殊車両の通行許可に関する事。
- (7)その他土木工事に関する事。
- (8)道路、公園、緑地及び法定外公共物(里道に限る。)の占有許可及び境界明示に関する事。